

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和6年6月24日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第17号

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人
3 (略)	3 (略)
(職員)	(職員)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れ	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人(法第6条の3 第10項第2号の規定に基づき受け入れ

改正後	改正前
る場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	る場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 (略) (職員)	3 (略) (職員)
第45条 (略)	第45条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 (略) (職員)	3 (略) (職員)
第48条 (略)	第48条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の開成町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。